

教育委員会會議録

令和 7 年 8 月 定例会

教育委員会議事録
(令和7年8月定例会)

1 日 付 令和7年8月21日(木)

2 場 所 えびなこどもセンター 2階 201会議室

3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 濱田 望
教育委員 武井 哲也 教育委員 海野 望
教育委員 藤吉 ひとみ

4 出席職員 教育部長 江下 裕隆 教育部教育支援担当部長兼教育支援担当次長事務取扱兼教育支援課長事務取扱
教育部次長 吉川 浩
教育部参事兼教育総務課長 近藤 直樹 教育部参事兼教育支援課教育支援担当課長兼支援係長事務取扱兼教育支援センター所長兼指導主事 小菌 洋
教育部参事兼就学支援課長兼指導主事 山田 圭
教育部参事兼学び支援課長 田中 歩 就学支援課健康給食係長 柳本 巖

5 書 記 教育総務課総務係長 小林 亮介 教育総務課主事 檀上 哲史

6 傍聴人 0名

7 開会時刻 午後3時30分

8 付議事件

(1) 教育長報告

(2) 審議事項

日程第 1 議案第 24 号 令和 7 年度（令和 6 年度対象）教育委員会事務の点検・評価について

日程第 2 議案第 25 号 海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について

(3) 報告事項

日程第 3 報告第 18 号 工事請負契約の締結に関する意見の申出について

日程第 4 報告第 19 号 令和 7 年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第 4 号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

日程第 5 報告第 20 号 令和 6 年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

日程第 6 報告第 21 号 海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について

日程第 7 報告第 22 号 条例の一部改正に係る意見の申出について（海老名市学校給食費に関する条例）

9 閉会時刻 午後 4 時 58 分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会8月定例会を開会いたします。

本日は、傍聴希望はございません。

本定例会の議事録署名委員は、武井委員、海野委員にそれぞれよろしくお願ひいたします。

教育長報告に入る前にお諮りしたいことがございます。本日の議事日程について、既にご案内してある議事日程に事件を2件追加したいと思います。海老名市教育委員会会議規則第9条には「教育長が必要があると認めるとき、又は委員から動議が提出されたときは、会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。」と規定されています。つきましては、議事日程を追加することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の議事日程に日程第6及び日程第7の2件を追加いたします。

それでは、教育長報告に入ります。

初めに、主な事業報告です。

先月24日（木）に教育委員会7月定例会がございました。教育課題研究会、子育て支援チーム会議ということで、市内の子どもたちの状況の報告があったところでございます。市主催教職員研修ということで、7月に入ってずっと教職員研修があり、今日も行われました。

25日（金）は、市長定例記者会見、えびな支援学校教職員とフルインクルーシブ教育対話の場を行いました。同じように市主催教職員研修がありました。

26日（土）は、教育支援教室びなる一む同窓会がありました。

27日（日）は、不登校の中学生のための進路相談会が401会議室で行われました。

29日（火）は新発田市防災キャンプリーダーズ研修訪問団の見送りということで、小学校4年生10名を見送りして、その後、社会教育委員会議を行い、文化財体験講座石器づくりを行いました。県央地区教育課程研究会（生活科）で海老名の提案がありました。次の日から子どもたちを追いかけて、30日（水）、31日（木）と防災協定を結んでいる新発田市防災キャンプリーダーズ研修会視察に行きました。新発田市はいいところでした。ただ、その頃の新潟県は暑かったです。その後、かなり雨が降りましたけれども、そこにいる農家の方々は雨が降らなくて本当に困っていました。

8月に入りまして、1日（金）は小学生姉妹都市交流白石市訪問団表敬訪問がありました。柏ヶ谷小学校での学校交流として児童会の子どもたちと交流しました。この日も市主催教職員研修がありました。富士フィルムAFCミネルヴァの面会がありました。朝のあいさつ運動等に行ってみたいということで、すごい背の高い外国人選手を連れてきてくれと私が言ったのです。もし来てくれたら、子どもたちが朝学校に行ったらびっくりするではないですか。

○武井委員 すごいいい体をしているアメフトの選手ですか。

○濱田委員 防具もつけてほしいですね。

○伊藤教育長 防具をつけるかどうかは分からないですけれども、おはようと言ったら、子どもたちも本当に驚くと思います。

2日（土）は関東甲信越肢体不自由児者父母の会神奈川大会があったので、私が海老名市のインクルーシブ教育について発表しました。ですので、海老名市戦没者追悼式での濱田委員のご挨拶を聞けなくて、大変申し訳ございませんでした。

○濱田委員 とんでもないです。

○伊藤教育長 3日（日）は、つちのこ保育園で総合教育会議があり、皆さんにも出席していただきました。

4日（月）はまた市主催教職員研修、5日（火）は小学生姉妹都市交流白石市訪問団の見送りがありました。えびなの教育編集会議がありました。武井委員、今度の11月1日号の寄稿文章、よろしくお願ひします。

○武井委員 分かりました。

○伊藤教育長 続いて、6日（水）は神奈川県特別支援学校知的障害教育研究会ということで、県内26の支援学校の先生たちが海老名市文化会館に集まって大ホールで研究会を行いました。リコージャパン㈱の面会がありました。

7日（木）は、大岩元校長先生叙勲伝達式がありました。チーム海老名の面会がありました。

8日（金）は海老名市議会第4回臨時会、我々の案件ということで、要するに体育館の空調の契約についての案件を承認いただいたところでございます。校長会学校予算要望事前調整として校長先生の代表がお見えになりました。

9日（土）は今泉小学校児童急増に係る保護者・地域説明会ということで、海老名市文化会館大ホールで行いました。不登校支援団体「学びのビュッフェ」がえびなこどもセン

ターで行われました。

17日（日）は太田市との中学生文化スポーツ交流として、太田市の男女のチームが来て、海老名市内の中学生のチームとバレーの試合を行ったところでございます。教育委員会チームも湯川さんという全国大会に出場している職員を入れ、結成しました。

○武井委員　すごいですね。

○伊藤教育長　でも、あまりその威力は發揮されませんでした。もう少し長くやりたかったのですが。

18日（月）は文化財保護審議会で、9月定例会でありますが、祭囃子について承認を得たので、市の無形文化財として皆さんにまたご検討いただくことになります。最高経営会議がありました。教育課題研究会で、皆さんに教育委員会事務の点検・評価についてご協議いただきました。フルインクルーシブ教育調査研究部会がありました。夜は二十歳の祝典実行委員会ということで、今年は10名ほど実行委員が集まって、第1回目の顔合わせになったところでございます。

19日（火）は、終戦80年 海老名の平和教育～未来への伝言 被爆ピアノの音色が伝えるもの～ということで、濱田委員が厚木で見たものが海老名市で行われました。

20日（水）は、子育て支援チーム会議、通学路安全対策委員会ということで、海老名警察、厚木土木事務所、市の道路管理課、道路整備課、地域づくり課の方々が集まって、通学路の要望についてご協議をいただきました。

21日（木）、今日が教育委員会8月定例会、教育課題研究会、午前中の市長定例記者会見は今泉小学校の涼しい、きれいな体育館で行いました。その横では市主催教職員研修が行われていたところでございます。

以上が主な事業報告でございます。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長　それでは続いて、今日のコラムは「学校教育計画」ということで、そこにずっと書いてあるのですが、学校は、毎年毎年、教育計画をつくって、それにのっとって進められているのです。だから、教育自体、計画的に行うものだと私自身は実は思っているところでございます。

ところが、私が教員、先生になった頃の教育計画は日付だけ変えるのです。言っていること、分かりますか。

○武井委員　なるほど。

○伊藤教育長 ところが、時々日付を変えないままで提案するやつがいて、職員会議で怒られたりするのが何人かいるのですが、日付だけ変えて、毎年同じことをやるのです。その頃の校長の力量は何で試されたかというと、毎年同じことをしっかりと管理的に、1年間、やり通せるかどうかだったのです。だから、校長先生方は本当に厳しくて、しっかりとそれを管理して、やらせることが必要だという時代がありました。でも、それが全然変わってきて、ある時期から校長のリーダーシップとは何ぞやということが言われて、それまでの「学校運営」という言葉から「学校経営」という言葉が入ってきて、学校ごとに校長が中心になって経営するという考え方に入ってきたのです。学校の経営となると、要するに毎年毎年、先生たちの反省を踏まえて、日付だけを変えるのではなく、見直しを図って、どう経営するかということが問われるようになりました。だから、今度は、学校の校長先生の裁量は管理的に毎年同じことを執行するのではなくて、まずは教職員みんなで計画を立てて、保護者や地域の方の意見を聴いて、それを学校教育計画に反映して進めるという時代になったわけです。そういうことがそこに書いてあります。

だから、私は教育委員会にいて、いろいろなことを勝手にやるものだから、よく大先輩たちに、今日も何人か見えられていますが、呼ばれて、伊藤さん、新しいことをやればいいというものでもないよ、教師にだって不得手なものがあるから、それをやりなさいと言っても…等言われます。でも、日付だけ変えて毎年同じことをやることが正しいとは思っていませんが、今でも時々説教されます。

私自身は不易と流行とは何か。不易、変わらないものは、先生たちが子どもたちのためを思って、毎日毎日子どもたちの相手をすることや子どもたちと一緒に成長するのが教育の不易であって、同じことを繰り返しやることではないと自分自身は思っているのです。あともう1点は、管理的にやるから、よっぽどのことがない限りは運動会は少し雨が降りそうでもやるのです。計画どおりにやるのが校長先生の力量だから。でも、今は、これだったら保護者の方も来るのが困り、子どもたちもせっかく1か月練習したのだから、もっといい環境でしっかりと演技させようよという感覚で物事を決めていきます。だから、途中で変わることや途中で見直すことを教職員には、4月の段階でそういうこともあるぞ、そういうこともできるぞということを確認してやることが必要だとそこに書いてあります。

さて、今年の各学校の教育計画はどうなのかなと私自身は思っているのですが、ただ、各学校でまずは計画を立てるのは先生たちなので、校長先生や先生たちがまず1つ、計画

を立てて、それを地域の人たちに問うて、できれば子どもたちにもこういうことがあるのだけれどもと意見を反映させた1年間の学校教育計画がつくれれば、結果として特色ある学校づくり、各学校ごとに違う学校経営がなされて、学校づくりができるなどと考え、真面目なことがずっと書いてあるのです。

以上ですが、これもご意見ないようですので、審議事項に入ります。

日程第1、議案第24号、令和7年度（令和6年度対象）教育委員会事務の点検・評価についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料1ページをご覧ください。議案第24号、令和7年度（令和6年度対象）教育委員会事務の点検・評価についてでございます。こちらは、令和7年度（令和6年度対象）教育委員会事務の点検・評価を決定し、報告書を作成したいため、議決を求めるものでございます。

資料2ページをご覧ください。1、趣旨でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、令和7年度（令和6年度対象）教育委員会事務の点検・評価を決定し、報告書を作成したいものでございます。

2、点検・評価報告書案でございます。こちらは別冊として資料をご用意しておりますので、後ほどご説明させていただきます。別冊資料1と右上に書いてあるものになります。

3、今後のスケジュールでございます。本日の教育委員会でご決定いただきましたら、9月5日の政策会議、9月29日の最高経営会議で報告いたします。その後、市議会に提出いたしまして、ホームページで公表してまいります。

4、関係法令（抜粋）でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条を抜粋してございます。読み上げさせていただきます。「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と明記されておりますので、こちらの規定に基づきまして、今回報告書案をご決定いただきたいものでございます。

それでは、点検・評価報告書案の内容のご説明をさせていただきます。別冊資料1をご覧ください。

まず、1ページをお開きください。冒頭、はじめにとなってございます。そのうちの海老名市の教育理念、点検・評価の位置づけ、点検・評価の対象を記載してございます。評価の対象事業につきましては、海老名市教育大綱に掲げられております全ての事業でございます。

2ページをご覧ください。点検・評価の方法でございます。点検・評価に当たりましては、各事業について、所管課の評価を行った後、学識経験者であるえびなっ子しあわせ懇談会委員の方々の外部評価をいただいております。また、各事業の評価につきましては、2ページの下段になりますが、記載のとおり、A、B、Cの3段階評価で行ってございます。

ページは飛びますが、32ページをご覧いただきたいと思います。32ページ以降、資料等を載せさせていただいてございます。こちらに令和6年度の教育委員会活動状況のほか、各種計画や法令等を抜粋した関連の資料を記載してございますので、後ほどご高覧いただければと思います。

それでは、ページは戻っていただきまして、8ページをご覧ください。ここからは点検・評価の内容についてでございます。この内容ですが、教育委員会としての総括評価までは教育委員の皆様にご議論いただき、ご意見いただいたものを修正してございます。そのため、説明は省略させていただきますが、本日の会議では、議論いただいた中で、各調書の一番下、令和8年度の取組について、ACT（改善）という欄がございます。こちらはまだ皆様にご確認いただいているところがございます。それぞれの事業ごとにまとめてございますので、こちらでご意見等がございましたら、ご発言、ご指摘等をしていただければと思います。

説明は以上となります。

○伊藤教育長 既に皆さん、教育課題研究会で教育委員会の評価ということで、A、B、C、今年度はCはなかったのですが、A、Bで評価を決定して、今後の方向性ということで、見直し継続や見直し拡大、現状継続等ありますので、その辺はもう1回協議はしておりますが、それでよろしいかということをまず確認してください。その後に令和8年度の取組に目を通してください、皆さんからご質問、ご意見等ありましたらお願ひいたします。

○濱田委員 点検・評価の資料作成、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

11ページに、新たな学校の枠組みづくりの推進という項目で「幼保小の架け橋プログ

ラム」の実践となっております。令和8年度の取組の中で「保育・幼稚園課と連携し、『架け橋期の“学びの”カリキュラム（海老名市モデル）』の作成・公表」となっておりますが、令和7年度に引き続き、推進委員会で会議に諮りながら随時作成していくと思いますが、「学びの」カリキュラムですので、やはり学校からだけでなく、幼稚園、保育園からも同様な意見交換をしながら進めていかないとと思うのです。現在そのような状況になっているのかどうか。非常に期待している事業だと思いますし、小学校1年生、中学校1年生、変化の時期に当たるので、なるべく静かに学校生活に入れたら一番いいかなと思いますが、今どのような状況で、今後その作成に向かってのプログラムの予定がもし分かりましたら教えていただければと思います。

○教育支援担当部長 ここにありますように、ステージを定めまして、令和5年度、令和6年度、令和7年度とステップアップしながら取り組んできたところでございます。当初は交流するというか、保育、幼稚園の先生方と小学校の先生方が集まって、話し合い、交流ぐらいのレベルであったのですが、それをより具体に進めて、本格的にカリキュラムとして、1つつながるものを作りたいということで、先日も市内の保育、幼稚園の先生方、そして小学校の先生方、講師を招いて、401会議室で研修等を行いました。より具体的な取組をしていこうと。その後に、海老名市で所管している公立保育園の園長先生と保育・幼稚園課長と私と担当が集まって、具体的に令和8年度、もしくは令和7年度の下半期で実現可能な取組について話合いました。

具体的には、ずっとアドバイザーをしていただいている、この分野での日本の第一人者の方に保育・幼稚園課が依頼して、残りの半年ですが、数回来ていただきながら、具体的なカリキュラムの作成に向けて、我々も関わりながら取組んでいくということで、令和7年度中から始められるような段取りをつけたという状況でございます。

○濱田委員 評価がAということで、ますます期待されていると思いますので、これからもぜひ引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○藤吉委員 今のこれに付け加えてなのですが、幼保小中まで行きましたが、市内に高校がありますが、高校までのつながりはどうでしょうか。

○教育支援担当部長 有馬高校、海老名高校、中央農業高校、えびな支援学校がありますが、それぞれの地域、歩いて通える範囲での小学校、中学校との連携等はあります。幼保小中の先の高ということで、このプログラムにつながるような具体的な取組はないので、そのあたりもこれから研究する必要があるかなと思っています。幼稚園、保育園の方が中

央農業高校に行って動物を見たりなど、そういった個別の交流や行事は盛んにあるのですが、計画立ててやっているものは今のところはないと思っております。

○海野委員 私からは12ページについてです。新たな部活動の在り方の移行からのお話で、今のところ、海老名市では子どもが減っていることはないですが、実際部活動として、人数が足りないというところが出てきているので、進めていかなければいけないと思いますが、今も実際、地域の方が入ってくださったりしていると思うのですが、こちらの令和8年度の取組について、具体的な取組や具体的な施策という言葉が出てくるのですが、実際のところ、具体的なこと等があれば教えていただきたいなと思います。

○教育支援担当部長 まさにここにありますように段階的にというところで、実は県内でも各市町村、本当に試行錯誤しています。進んだかなと思ったら、少しうまくいかなくて戻ったりするという話も聞きながら、それぞれ工夫して地域に合ったやり方をしているのですが、海老名市としては、令和8年度、まだ予算は確定していないのですが、ビジョンとしての1つ目は、現状部活動に係る事務的な対応や調整等は中学校籍の指導主事が基本的に中心になってやっているのですが、指導主事はいろいろな業務を抱えているので、なかなか部活動に専念することが難しく、それゆえになかなか進みそうで進まないというもどかしい感じがあります。部活動に係る事務職員を増員することや事務的なものを設置することができたらいいなと思っています。

2つ目は、具体的に種目、いわゆる専門部といいますが、種目によっては、指導者の数や希望する部員数等、今の設置状況等を踏まえて、6校全部ではなくて、集中的に拠点校型みたいな形にしての実施や海老名市を南北に分けて実施する等、徐々に教員の部活動としての手を離れて地域指導者、いわゆる部活動指導員にシフトしながら、子どもたちがやりたい種目、やりたい活動は保障したいと考えています。少しずつ何となく学校から地域にというようなことを模索しているところで、実際女子バレーは進んできていって、卓球も徐々にできそうだなと考えています。野球は先生方の考え、協会の協力も得て実施していたり、文化部では合唱で、設置数は減ってきてているのですが、やりたい子どもたちがいるので、限られた指導者で、市内の希望する中学生が誰でも合唱できるような仕組みができるのかということで模索しています。卓球、バレー、野球、合唱あたりでまずはモデル的に進めていけたらいいなということで今取り組んでいるところです。

○海野委員 今ご説明いただいたように、部活ごとにやり方が違うと思うので、大変だとは思うのですが、いろいろと考えていただけたらと思います。

○武井委員 24ページの文化財の保護と積極的な活用なのですが、今年度も三日月井戸の登録や案内板の設置、国分寺跡の跡地でイベント等、様々なことをやっていて、担当部課の評価もすごいいい、A評価となっているところはよかったです。令和8年度以降、ホームページやSNS、パネル展示などもあるのですが、新しい年度はどういった形で文化財をPRしていくのか。具体的なことが分かっているようでしたら教えてほしいなと思います。

○教育総務課長 今日、押方文化財担当課長は別件に対応しているので、武井委員の望んでいるようなお答えができるかどうかわかりませんが、私からお答えさせていただきます。

現在デジタルアーカイブを整備しています。今は温故館や歴史資料収蔵館に来て見てもらうことが中心なのですが、全国どこからでも、少し大きく、広く言うと、世界のどこからでも見られるような環境をつくるため、まずデジタルアーカイブでいろいろな資料やこんなものが海老名市にはあるよというものを知ってもらうことから始めています。それを令和7年度中に整理して、令和8年度に入るタイミングで公開していきたいと思っています。

あわせて、先ほど教育長からもありましたとおり、海老名の囃子も無形文化財として登録します。そして、2学期が始またら具体的な調整に入るんですが、実は今、大谷小学校でささら踊りを運動会のときに発表していて、その子たちに、今年の10月25日にある2年に一度開くえびな郷土芸能祭にできれば出てもらえないかという話をしています。少しずつそういうことを広げていけないか、今、検討しているところであります。

囃子の無形文化財の登録についても、濱田委員も、武井委員もよく御存じのとおり、教え手はたくさんいるのですが、実はたたき手、子どもたちがどんどん減っている状況です。また、コロナ禍で活動が止まっていたりする中で、無形文化財に指定して、そういうものを広げていくというところも手段として1つございます。そういうことを積み重ねて、徐々に拡大していきたいという考え方を持って取り組んでいきたいなと思っております。

○武井委員 文化財の活用とPRは本当に難しいと思います。でも、そういったデジタルアーカイブなどで世界的な発信ができるようになれば、もっといい感じになると思いますので、これからも引き続きお願いしたいと思います。

○濱田委員 期待のこもったA評価ですね。

○武井委員 そうですね。

○藤吉委員 隣のページの新たな学校施設への取組と子育て環境の充実についてです。先日、今泉小学校の児童増加についての説明会が行われたということなのですが、あと2つ、海老名中学校の移転と有馬小中学校の一貫というので、大分先になるとは思うのですが、どのような準備や計画があるのでしょうか。大まかでいいのですが。

○教育総務課長 まず、海老名中学校の移転に関しましては、ここで市役所周辺の市街化編入、区画整理が決まっておりますので、それが拡大する中で適正な候補地を整理していきます。その中で言えば、まず1つは土地が確保できるのかということと、長期的には海西中学校との統合等もあるので、そういうことを考えた上で、面積も含めて候補地を選んでいかなければいけないという課題が残っています。

あわせて、先ほど藤吉委員からありました幼保小中高の連携の中で、たまたま海老名高校が近くにある中で、そういう連携を模索する中で言えば、より近くにあったほうが効果的にできるようなことも含めて、教育支援課とも連携しながら神奈川県と整理していくと思っております。有馬小中学校の一貫校化については、スタート時点では敷地が隣接しているため、既にやり取りをしている部分があるので、それを発展していきたいとともにございますし、海老名市以外の地域では、どちらかというと統廃合を考えた義務教育学校が増えている状況です。そういう情報も仕入れながら、有馬小中学校にどういう教育カリキュラムが必要なのかを考えます。土地等の関係につきましては、小中学校が隣接していますので、施設を統合するのであっても、うまくそこの土地、建物を有効活用しながら、例えば建て替えや組替えというところを整理していけるような状況にしたいと思っています。今は雲をつかむような状態なので、少しでも進められるように準備していきたいと思っているところでございます。

○濱田委員 28ページの魅力ある学校給食の実現ですが、担当部課評価からずっと評価はB、今後の方向性は見直し拡大という評価になっています。私、個人的には、中学校給食を再開したので、A評価でもいいのではないかなどと思っていたのですが、令和8年度の取組の中でも「児童生徒に喜ばれる献立を工夫」や「地場産食材の活用に努めます」となっています。最近気になるのは小学校給食の無償化に国が動き出しているということです。給食が無償化になったときに「令和8年度から実施する考えを国が示していることから、国の動向を注視して対応を進めます」となっていますが、どんな課題が想定できるのか、あるいは中学校は有料のままでいくのか、小学校の国の統一的な基準と、例えば海老

名市の給食との差、違いが出てくるのではないかと思うのですが、そういうところの考え方を教えてください。

○就学支援課長 まず、我々中学校給食をスタートさせるということが前年度までの最大の目標でした。ここでスタートして、大きなトラブルもなく実施したときに、これからは中学校でも魅力ある給食を提供して、中学生にも喜んでもらえる給食を提供していくというのは我々ずっと求めていかなければいけないというところで見直し拡大をつけています。今後の無償化の状況なのですが、選挙が終わった後、これから方針が打ち出されると思ったら、今のところ出でていません。ただ、基本的に9月の第2週か、第3週ぐらいには恐らく出てくるだろうと考えています。その出方が、やはり地方と都市部では給食費も違いますし、食材費も違うので、例えば一律の値段としてやるのかというのは、まだ方針としては打ち出されていないのですが、いろいろなところから話を聞くと、恐らく全国平均の給食費で出るのではないかとなっています。では、差額はどうするというと、やりようとしては、市町村費の持ち出しでやるのか。補助金なのか。例えば市長がよく課題としているのは、地方交付税化されてしまうと、海老名市は不交付団体なので全額持ち出しになってしまふ。その辺の制度設計がどうなるかによって、給食費だけでなく、ほかの教材費だとか、ほかの教育費全般に影響がわたってくるので、国の制度設計がどうなってくるかが非常に大きな問題かなと考えています。

○濱田委員 情報は全然まだないですか。

○就学支援課長 ないです。

○濱田委員 分かりました。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問等もないようですので、議案第24号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第24号を原案のとおり可決いたします。

続いて、日程第2、議案第25号、海老名市立図書館条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料3ページをご覧ください。議案第25号、海老名市立図書館条例施行規則の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、指定管理者が教育委員会の承認を得て、図書館資料の館外貸出期間及び貸出数を変更できる規定の追加及び字句の軽微な修正を行うため、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては田中学び支援課長からご説明いたします。

○学び支援課長 4ページをご覧ください。海老名市立図書館条例施行規則の一部改正についてです。

1、概要についてです。図書館システムの更新に伴いシステム停止期間が発生するため、停止期間内における図書の貸出期間等に特例を定めることで、利用者への便宜を図る。改正に当たっては、今後も同様の事例が発生する可能性等を踏まえ、迅速な対応を行えるよう指定管理者が教育委員会の承認を得ることで貸出期間等を変更できる規定に改正するほか、軽微な字句の修正等も併せて行う。

2、改正内容です。別添改正文及び新旧対照表のとおりになります。

施行日につきましては令和7年9月1日、今後の予定については定例教育委員会で本日審議いただいた後、9月の庁議等で報告させていただきたいと思います。

ページをめくっていただきまして、5ページになります。海老名市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則です。この中で大きな5番「前各項に定めるもののほか、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、図書館資料の館外貸出期間及び貸出数を変更することができる。」という一文を付け加えたいと思います。あとは語句の軽微な変更です。

説明は以上になります。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

具体的には、この後、どういう事案が発生するのですか。

○学び支援課長 図書館のDX化の一環としまして、10月末からLINE連携サービスを導入することとなってございます。このLINE連携サービスの導入に伴いまして、システムベンダーが富士通からNECへ変更となりまして、業者変更によるデータ移行作業が発生するほか、併せて、Windows10の保守サポート終了に伴う対応を行うため、10月14日

(火) から10月27日(月)までの2週間、図書館システムを停止して作業を実施します。システム停止期間中の貸出しや返却等はアナログで対応することとなりまして、基本的な図書館サービスは継続されるため、利用者への影響は少ないと考えております。このシステム停止期間中の貸出しや返却については、仮としてアナログで控えておくだけのため、システムの復旧までは、担当によりますと、返ってきた本を溜め込んでおくことになります。このため、貸出冊数や返却期間を一時的に拡大することで、図書館の窓口業務の軽減を図るところです。要するに更新作業後、なるべくシステムが復旧した後に返却していただきたいというところになります。

説明は以上です。

○伊藤教育長 ここでシステム変更があるので、このようなことで条例に規定しております、今後また同じようなことがあっても、このまま運用できるようなものにするということで、規則を一部改正するというのが今回の提案です。

これについてはこのような形でシステム改修に合わせて規則を改正するということでおろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、質問等もないようですので、議案第25号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第25号を原案のとおり可決いたします。

続いて、日程第3、報告第18号、工事請負契約の締結に関する意見の申出についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料9ページをご覧ください。報告第18号、工事請負契約の締結に関する意見の申出についてでございます。こちらは、工事請負契約の締結に関する意見の申出について、急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し行ったので、同条第2項の規定により報告いたすものでございます。

資料10ページをご覧ください。1、概要でございます。地方教育行政の組織及び運営

に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行ったものでございます。

2、意見を求められた議会の議決を経るべき案件でございます。まず(1)令和7年第4回海老名市議会臨時会において、海老名市立海西中学校屋内運動場大規模改修工事及び海老名市立東柏ヶ谷小学校屋内運動場大規模改修工事における工事請負契約の締結についてです。そして、(2)令和7年第3回海老名市議会定例会において、海老名市立今泉小学校増築校舎整備事業における工事請負契約の締結についてです。

3、教育長の臨時代理でございます。先ほど申し上げましたとおり、対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行ったものでございます。

4、海老名市長からの文書につきましては、11ページに海西中学校、東柏小学校の屋内運動場大規模改修工事の関係、そして、少し飛びますが、17ページに今泉小学校の増築校舎整備事業について添付してございます。

5、教育委員会からの申出文書につきましては、16ページと19ページに添付してございます。

6、根拠法令（抜粋）につきましては、資料は少し戻っていただきまして、10ページの下段に記載してございます。後ほどご高覧いただければと思います。

なお、詳細につきましては近藤教育総務課長からご説明いたします。

○教育総務課長 資料12ページをご覧いただきたいと存じます。

1点目は、海老名市立海西中学校屋内運動場大規模改修工事における工事請負契約の締結でございます。

1、契約の目的は、海老名市立海西中学校屋内運動場大規模改修工事のためでございます。

2、契約の方法は随意契約でございます。以前ご説明しているとおり、海西中学校と東柏ヶ谷小学校については2回の入札を図りまして、それでも落札者がいなかったところで随意契約しております。そのときは今泉小学校と社家小学校の工事が終わるタイミングでしたので、それぞれ工事業者を選定するような経過を以前説明させていただいておりますが、改めてご確認いただければと思います。

3、契約金額については2億350万円です。

4、契約の相手方は、神奈川県横浜市泉区泉中央南一丁目42番地の7、株式会社一ノ

瀬建創代表取締役、一ノ瀬実でございます。

資料13ページに工事の概要を添付させていただきましたので、後ほどご覧いただけたいと存じます。

続きまして、資料14ページ、2件目は海老名市立東柏ヶ谷小学校屋内運動場大規模改修工事における工事請負契約の締結でございます。

1、契約の目的は、海老名市立東柏ヶ谷小学校屋内運動場大規模改修工事のためございます。

2、契約方法につきましては随意契約でございます。

3、契約金額でございます。1億7699万円でございます。

4、契約の相手方は神奈川県海老名市下今泉四丁目2番地の14、グランツ海老名208、株式会社マッチング・ナビ代表取締役、泉毅でございます。

資料15ページに工事の概要を添付させていただきましたので、後ほどご高覧いただきたいと思います。また、本内容につきましては、先ほど教育部長からもご説明しましたとおり、令和7年8月に開催されました令和7年第4回海老名市議会臨時会で原案のとおり可決されましたので、海老名市教育委員会8月定例会にてご報告するものでございます。

続きまして、資料18ページをご覧ください。3件目は、海老名市立今泉小学校増築校舎整備事業における工事請負契約の締結でございます。

1、契約目的は、海老名市立今泉小学校増築校舎整備事業のためございます。

2、契約方法は随意契約でございます。この随意契約につきましては公募型プロポーザル方式で業者選定を行いまして、提案に対して第1候補者を決めて、その方と契約するという内容の随意契約でございます。

3、契約金額につきましては10億650万円でございます。

4、契約の相手方は、神奈川県横浜市西区北幸二丁目15番10号、横浜ウエストサイドビル、株式会社内藤ハウス横浜支店支店長、中込幸利でございます。

資料として工事概要を追加添付させていただきましたので、後ほどご高覧いただきたいと思います。

なお、本内容につきましても、先ほど教育部長からも説明ありましたとおり、令和7年8月27日から開会します令和7年第3回海老名市議会定例会に上程しますのでご報告させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、屋内運動場2件と1校の増築ということで、3件の工事請負契約についての意見の申出について、異論なしと私のほうで報告しましたという報告ですので、皆さんから何かありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、報告第18号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、報告第18号を承認いたします。

続いて、日程第4、報告第19号、令和7年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第4号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料20ページをご覧ください。報告第19号、令和7年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第4号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出についてご説明申し上げます。こちらは、令和7年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第4号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、急施を要したことから海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し、行ったことを報告いたすものでございます。

資料21ページをご覧ください。1、概要でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行ったものでございます。

2、教育長の臨時代理でございます。先ほど申し上げたとおり、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行ったものでございます。

3、意見を求められた議会の議決を経るべき案件は、令和7年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第4号）のうち教育に関する部分でございます。

4、海老名市長からの文書につきましては、資料22ページに添付してございます。

5、教育委員会からの申出文書につきましては、資料23ページに添付してございます。

それでは、資料21ページにお戻りいただきまして、6、根拠法令（抜粋）につきまし

ては後ほどご高覧いただきたく存じます。

続きまして、資料24ページをお開きいただきたいと思います。令和7年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第4号）【教育委員会所管部分】の資料でございます。

まず、1、(1)歳入でございます。15款県支出金2項県補助金7目教育費県補助金1節教育総務費補助金、細節1公立学校情報機器整備事業費でございます。所管課は教育支援課でございます。補正前額は1億3849万円、補正額は2077万4000円の減額でございます。補正後額は1億1771万6000円でございます。補正理由といたしましては、落札決定に伴いまして、公立学校情報機器整備事業補助金の対象経費が減額したためでございます。

続きまして、16款財産収入2項財産売払収入1目物品売払収入1節物品売払収入、細節2物品売払代でございます。所管課は教育支援課でございます。補正額は1500万円でございます。補正理由といたしましては、タブレット端末の更新に伴い、既存のタブレット端末を売却するためでございます。以上が歳入の説明でございます。

続きまして、資料25ページ、(2)歳出でございます。10款教育費1項教育総務費2目事務局費、細目8ICT教育推進事業費、細々目1ICT教育推進事業費でございます。所管課は教育支援課でございます。補正前額は4億9994万4000円、補正額は8900万円の減額で、補正後額は4億1094万4000円でございます。補正理由といたしましては、落札決定に伴いまして入札残予算の減額を行いたいためでございます。

続きまして、同じく1項教育総務費3目学校給食費、細目6学校給食調理経費、細々目1学校給食調理経費でございます。所管課は就学支援課でございます。補正前額は7億28万5000円、補正額は3855万円で、補正後額は7億3883万5000円でございます。補正理由といたしましては、物価高騰により学校給食の高い材料費が高騰していることから、学校給食の質及び量を維持するため補正するものでございます。

続きまして、同じく1項教育総務費4目教育支援センター費、細目1教育支援センター運営経費、細々目2教育支援センター運営経費でございます。所管課は教育支援課でございます。補正前額は6303万3000円、補正額は200万円で、補正後額は6503万3000円でございます。補正理由といたしましては、海老名市フリースクール等利用児童生徒支援補助金について、令和7年7月1日時点で予算額を上回る申請に対しまして対応したいためでございます。以上が歳出の説明でございます。

続きまして、資料26ページをご覧ください。2、債務負担行為補正（追加）になります

す。まず、今泉小学校長寿命化改良工事設計委託と今泉中学校長寿命化改良工事設計委託の所管課は教育総務課でございます。理由といたしましては、令和7年度中に契約を締結し、長寿命化改良工事の設計を前倒しして行いたいためでございます。

続きまして、3段目、4段目になります。海老名市立小学校教材購入及び海老名市立中学校教材購入の所管課は就学支援課でございます。理由といたしましては、令和8年度の海老名市立小中学校の教材を来年度4月から使用できるよう今年度内に契約して、年度をまたいで実施したいためでございます。

最後に、海老名市外国語教育推進業務でございます。所管課は教育支援課となります。理由といたしましては、来年度、令和8年4月から速やかに業務を履行するため、今年度中に契約を締結したいためでございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上となります。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がありましたらお願ひします。

○海野委員 御説明ありがとうございます。一番初めの歳入の補正案に「タブレット端末の更新に伴い、既存のタブレット端末を売却するため」とあるのですが、売却していいものなんだなというところと、売却するに当たっては中のデータ等いろいろあって、しかも、台数がかなりあると思うのですが、対策がどうなっているのかというところでご質問させていただきます。

○教育部長 タブレット端末ですが、令和6年の議会、その前に教育委員会にもご提案させていただきましたが、小学校で使っているiPad端末です。その3777台が対象になります。これは使用しておおむね5年たっているものですので、それに対して売却するという形で処分するようにしております。やはり経年劣化等もありますし、データ、ソフトそのもののサービスが終了するところがございますので、そこで処分するものになります。

その後の処分で売却していいかどうかなんですが、国庫補助金が入っておりますので、当然文部科学省のご判断が必要になるのですが、備品という視点ではなくて、消耗品的な視点であるというのが文部科学省の考えです。そうしますと、当然それに対して、有効活用するもよし、金銭というわけではないのですが、有効利用してもよしというようになってございまして、中古販売業者にタブレット端末、iPadを購入していただき、ほかでまた活用できるということであれば資源の有効活用になるだろうという判断を国も持っていますので、それについては問題ないと思います。

これからなのですが、私ども3000台強の物品を処分するときは、個人情報や学校で使っている情報の漏えい、実際常日頃からそういったデータが入らないようにはしているのですが、仮にもそういった情報が漏えいしないかというところがありますので、売却する際にはデータ消去、完全になくすることを条件にして売却したいと考えています。

○伊藤教育長 リースではなくて、買取りなので、それをここで買い換えるのに、売却して、その収入分を得るということです。

○濱田委員 大きいですね。

○伊藤教育長 大きいですね。あとは、我々の方針として出た給食費等も入っておりまます。あと、小菌教育支援担当課長、フリースクール等利用児童生徒支援補助金の執行状況はどうなんですか。

○教育支援担当課長 執行状況は、今のところ、申請いただいて、それに対して満額、1か月1万5000円の支出という形になっておりまして、12か月で最大18万円補助する予定になっております。それに対して申請者数が30人以上になっておりますので、そういう中で、予算を上回るということで補正したところでございます。実際に今フリースクールに通われている方々も多くいらっしゃいますが、学校に行かれている方でもいつフリースクールに通うことになっても大丈夫なように申請していただいている状況になっております。まだ年度末ではないので、予算の執行はしておりませんが、今はそういったフリースクールに通われる方々もいらっしゃる状況になります。

○伊藤教育長 今、何人ぐらい通っているのでしょうか。

○教育支援担当課長 今は38名です。

○伊藤教育長 38名通っている方々が利用されて、このままこれをやって、または2学期ぐらいに急にまた事案が出たときは、それでは不足するのではないかということで補正を取っているという状況です。

○教育部長 昨年度は35名の方が対象でした。それを7月時点で超えて申請してございます。最終的な決算額的にいうと、私どもは、満額いくだらうと考えています。ただ、実際には利用されない方もいらっしゃいますので、補正予算を組んだとしても、ぎりぎりまでいくかというと、そうではないのですが、やはり申請されている金額に合わせるためにはどうしても補正予算が必要だということで、今回は出させていただいております。

○伊藤教育長 よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、日程第4、報告第19号、令和7年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第4号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第4、報告第19号を承認いたします。

続いて、日程第5、報告第20号、令和6年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する部分に係る意見の申出についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料27ページをご覧ください。報告第20号、令和6年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する部分に係る意見の申出についてでございます。こちらは、令和6年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する部分に係る意見の申出について、急施を要したことから海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し、行ったことを報告いたしますものでございます。

資料28ページをご覧ください。1、概要でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行ったものでございます。

2、教育長の臨時代理でございます。先ほど申し上げたとおり、その対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行ったものでございます。

3、意見を求められた議会の議決を経るべき案件でございます。こちらは、令和6年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定のうち教育に関する部分でございます。

4、決算認定のうち教育に関する部分につきましては、別冊資料2、令和6年度教育部決算説明資料のとおりとなつてございます。

それでは、決算説明資料の概要についてご説明いたします。先ほどの別冊資料2をご覧いただければと思います。私から教育部の決算概要を読ませていただきたいと思います。教育部所管の歳入決算額は12億2104万円で、前年度と比較すると1億6714万円、12.0%の減となりました。歳入の46.2%を占める給食材料費は5億6434万円で、中学校完全給

食の実施により、前年度と比較すると1億8476万円、48.7%の増となりました。その他歳入の主なものは、学童保育事業所の運営支援に係る補助金で、国庫補助金1億9683万円、県補助金1億8400万円などとなってございます。教育部所管の歳出決算額は49億5029万円で、前年度と比較すると10億6304万円、17.7%の減となりました。歳出の主なものは、給食の材料費となる学校給食調理経費の6億8167万円、食の創造館維持管理経費の6億7264万円、学童保育事業所の運営支援や利用する保護者への補助である学童保育支援事業費の6億2128万円、図書館の指定管理料である図書館維持管理経費の4億3907万円などとなっています。

2ページ以降に金額の推移を記載してございますので、後ほどご高覧くださいますようお願いいたします。

概要資料に戻ります。資料28ページ、5、海老名市長からの文書でございます。こちらは29ページに添付してございます。

6、教育委員会からの申出文書につきましては、30ページのとおりでございます。

7、根拠法令（抜粋）につきましては、資料28ページ下段の部分に記載してございます。後ほどご高覧いただければと思います。

大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

○伊藤教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございましたらお願ひいたします。第3回定例会、9月議会は決算議会という昨年度決算について承認を得るための議会ですので、教育部に係る決算説明資料、別冊資料2を基に議員と質疑をする中で承認いただくことになりますが、その前にこのような形で決算を出したということを皆さんにご報告したところでございます。何かご質問等ありましたら。

○濱田委員 非常に多くの事業を満遍なく、幅広く教育委員会全体で対応していただい

て、大変お疲れさまでした。令和6年度決算、本当にありがとうございます。

1点だけ質問なのですが、先ほどの教育部長の説明の中にあったかと思うのですが、29ページを見ますと不用額が合計で22億4200万円ということで、執行率も68.8%。この中には当然工事関係とかで繰越しをするような部分もあるのでしょうか、純粋に不用額と言ったら幾らぐらいになるのか。もし計算できていたら教えてくださいますか。

○教育部長 令和6年度決算額で22億円あるのですが、実際に繰越しされているのは小中学校施設整備事業費で大体18億9000万円ございます。これを単純に予算現額から差し引いて純粋な不用額とした場合は、今は執行率68.8%ですが、93.4%となります。

○濱田委員 繰越事業が非常に多いもので、予算や執行率だけでは見られない部分は当然あるとは思うのですが、それでもあれだけの事業が私ども聞いている中ではどんどん進捗しているわけですから、決算を認定していただきて、また次のステップへ上がって頑張っていただきたいと思います。本当に1年間お疲れさまでした。ありがとうございました。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 では、濱田委員にまとめていただいたということでいいですか。

○伊藤教育長 それでは、ご質問等もないようですので、報告第20号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。

続いて、日程第6、報告第21号、海老名市学校給食費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料31ページをご覧ください。報告第21号、海老名市学校給食費に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について、急施を要したことから海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し、行ったことを報告いたすものでございます。

詳細につきましては山田就学支援課長からご説明いたします。

○就学支援課長 資料32ページをご覧ください。海老名市学校給食費に関する条例の一部改正についての詳細でございます。

1、趣旨、(1)賄材料費の高騰に対応するため、海老名市学校給食費に関する条例で定める学校給食費について、所要の改正を行いたいものでございます。

(2)保護者負担軽減のため、併せて、保護者負担額は現在の金額を維持したいものでございます。

2、改正概要でございます。近年の物価高騰により学校給食の賄材料費も高騰しており、令和7年度については学校給食の質、量に影響が出ないよう、1食当たり小学校40円、中学校50円を公費で負担しております。しかしながら、主食・牛乳の急激な値上がり

りが要因となり、賄い材料費の高騰が想定を上回っていることから、学校給食費を改定し賄材料費を増額したいものでございます。また、保護者負担軽減のため、学校給食費の増額分については、引き続き物価高騰に係る学校給食費の特例を規定し、保護者負担額は現在の金額を維持したいものでございます。

下の表をご覧ください。中心から左半分が改正前、右半分が改正後となります。小学校の段をご覧ください。現在、年額5万6900円のところを改正後5万9675円にし、年額2775円増額いたします。中学校については、現在年額6万8400円のところを7万3800円、5400円増額したものでございます。

なお、特例適用後の減額については保護者負担額になりますが、これについては、改正前、改正後も変わらず、小学校4万9500円、中学校5万9400円で維持したいものでございます。つきまして、差額については、小学校については、現在7400円のところ、改正後1万175円、中学校につきましては、現在9000円のところ、改正後1万4400円の部分を公費負担したいものでございます。

3、施行期日です。公布の日から施行させていただきたいと思います。

4、今後のスケジュールでございます。令和7年8月27日、令和7年第3回市議会定例会に上程させていただき、議決後、公布いたしたいものでございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明でご質問等ありましたらお願いいたします。

○武井委員 すごい値上がりですね。

○伊藤教育長 小学校は年額6万円近く給食費を支払い、中学校については年額7万円超えの給食費を払わなければいけないことになりますのですごいですね。

柳本健康給食係長、9月補正ですが、この後も物価高騰が続くという中で、例えば1年間とすると、今後補正が必要な状況が生まれる可能性があるのかどうか教えてください。健康給食係長が食材費を購入する中で今どのような予想や見込みがあるのでしょうか。

○健康給食係長 今回、令和7年4月1日の時点で1度条例を改正して、補正予算を取らせていただいた分を上げてはいるのですが、そこから見て急激に、また、想定以上に物価が高騰するという部分があります。主食となるお米や牛乳の部分が大きいものでして、今回、4月以降の1食当たりの単価で考えた場合には、主食の部分というのはなかなか変更することができませんので、その部分に対して足りない部分を補正予算で上げさせてい

ただいて、条例も変えさせていただいているという状況でございます。

そこで、主食のお米の部分なのですが、今、学校給食で使っている給食米は令和6年のお米になります。今後、令和7年産のお米が一部早いところでは市場に出てきておりますが、新聞報道等にあるように昨年に比べても大分高値、高額になっているという状況になります。実際海老名市でやり取りさせていただいている給食会等からは、米が幾らになるというも情報はまだ来てはいないのですが、現在の価格よりも高騰すると考えられます。大体10月から11月にかけてお米の値段というのもまた出てくると思いますので、その値段によっては、改めて12月議会に補正予算を計上させていただくことも考えております。

○伊藤教育長 ということなのです。

○武井委員 教育委員会でどこまで公費負担額、ボーダーラインを考えているか教えてください。あまりここで言えるか、分からぬですが、今の時点だと中学生で1万4000円ぐらいのラインなのですが、今の金額から例えば3割ぐらい増えると保護者からの負担も少し上げるようになるのか等、そのあたりのボーダーラインがあとどのくらいかということが分かれば、何となくでも教えてください。

○伊藤教育長 公費負担のボーダーラインは少し分かりません。ただ、その先で見据えているのは、小学校は無償化という国の施策です。そこまでは、要するに今年度中は、皆さんが教育委員会で決定していただいたときに公費負担は保護者の負担は現状のままで考えています。ただ、次の年度になったときにどうなのは、少しまだそこは先が読めません。だから、それこそ国の完全無償化の状況を見ないと、まだ判断できないのですが、できれば、物価高騰という中でやっていると、保護者の生活費をやるにも物価が高騰していて、その支払い等を維持するのも経済的に難しい状況です。ここで給食費を上げることについては、保護者の中から何とか軽減してほしいという意見が出てくるのはもう容易に想像できるので、今年度中はできればこの形で進みたいと考えています。

○武井委員 現額を維持していくということですね。

○伊藤教育長 とは考えているところです。ただ、ここまで上がるとは誰も思っておらず、この先も読めません。武井委員はイチゴが主ですが、今年のお米のでき具合はどうですか。

○武井委員 お米は順調ですね。お米はしっかり確保しています。たまたま7月4日のいろいろなうわさがあったときに、しっかり自分の家庭や親戚をある程度貯える量は確保し

ておくようにしました。

○伊藤教育長 全国的な作付、異常気象等で、ここに来てまた値上げしたりすると、また影響してきます。8月中旬まで、北陸から東北のほうはずっと日照りだったので。

○武井委員 足りないときに東北の収穫量が減るのは少し痛手ですね。

○伊藤教育長 だから、その辺で先が読めないところはありますね。

○濱田委員 先ほども給食の無償化という話が出てきたし、どういうコントロールをしてくるか、分からないうですが、子どもたちの給食への楽しみがある程度制限を受けるというのが我々教育委員会としては一番問題ではないかと考えています。やはり子どもたちが楽しく給食が食べられるようにしようと。さらに、保護者の負担がないように、できるだけ少ないようにしていこうということで、今回の制度をずっと前から話し合って決めていると思うので、無償化もそうですし、物価高騰で大変厳しいのは十分分かりますが、何とか子どもたちへの食材、おいしい給食を続けていっていただけるように現場で頑張ってください。応援、エールを送っておきます。

本当に大変だと思うのです。何かの機会にもっとPRしてもいいのではないかなど思います。学校通知でもいいから、市としては給食のことをこう考えていますから値上げしません、今度公費負担をこれだけ入れます等。議会で通ってしまうと、喉元を過ぎてしまって、みんな忘れてしまうといけないので、こういう機会だからこそ言っておいたほうがいいのではないかなどと思います。そうでないと、逆に今度は上げづらくなってしまうと思うのです。先程武井委員が言われたボーダーラインではないですが、ある一定の額まで頑張っていましたが、もうこれ以上できませんから、保護者の皆さん、何とかご負担くださいというラインもいつかは来るかもしれない。

○伊藤教育長 教育部長、市の公費負担はこれで幾らぐらいになるのですか。

○教育部長 小学校が1食当たり55円、中学校が1食当たり80円です。

○濱田委員 トータルの公費負担額は幾らですか。

○健康給食係長 現状が8200万円ぐらいで、ここで3800万円の補正を乗せさせていただくと1億2000万円ぐらいです。

○伊藤教育長 だから、もう既に1億2000万円ぐらい給食費を公費負担しているということなので、財政部局としてこれだけのことを公費負担していますよと言うのは、濱田委員がおっしゃるように、これもうまく議会の中で周知することは必要なんだろうなと考えます。市民の方にもそれを理解していただくことが重要です。

○濱田委員 あえてと言つてはなんですが、逆に議会の中でも大きく言ったほうがいいと思うのです。無償化がオールオーケーではないと思うのです。だから、東京都がやるよう何でもかんでも無償化にすればいいというものではないと思うので、やはり金はかかるのではないのかなと思うのです。

○伊藤教育長 それではよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 報告第21号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第6、報告第21号を承認いたします。

続いて、日程第7、報告第22号、条例の一部改正に係る意見の申出について（海老名市学校給食費に関する条例）を議題といたします。

説明をお願いいたします。

○教育部長 それでは、資料33ページをご覧ください。議案第22号、条例の一部改正に係る意見の申出について（海老名市学校給食費に関する条例）につきましてご説明申し上げます。提案理由につきましては、海老名市学校給食費に関する条例の一部改正に係る意見の申出について、急施を要したことから海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し、行ったことを報告いたすものでございます。

資料34ページをご覧ください。1、概要でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申出を行ったものでございます。

2、教育長の臨時代理でございます。先ほど申し上げたとおり、対応に急施を要したことから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申出を行ったものでございます。

3、意見を求められた議会の議決を経るべき案件でございます。こちらは、海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

4、海老名市長からの文書につきましては、資料35ページに添付してございます。

5、教育委員会からの申出文書につきましては、資料39ページに添付してございま

す。

6、スケジュールでございます。令和7年8月27日開会の令和7年第3回海老名市議会定例会に上程予定としてございます。

7、根拠法令（抜粋）につきましては、資料34ページ下段のとおりでございます。後ほどご高覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明について、ご質問等ありましたらお願ひいたします。先ほど審議した内容をお願いいたします。

○濱田委員 セットですよね。

○伊藤教育長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 それでは、報告第22号、条例の一部改正に係る意見の申出について（海老名市学校給食費に関する条例）承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第7、報告第22号を承認いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会8月定例会を開会いたします。